

長野高教組FAXニュース		増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-0838 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP https://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます		2025 年 10 月 16 日 (木) No. 424 (25-04)

人事委員会勧告速報

月例給 2.86%(10,853 円)、ボーナス 0.05 月の引上げ 再任用職員も月額 9,700 円的大幅引上げ

長野県人事委員会勧告内容(概略)

月例給

初任給をはじめ若年層の給与に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げとなるよう、人事院が勧告した俸給表に準拠することを基本とし、本県における民間給与水準を重視し、一律の水準調整を行うことにより、全ての級・号俸の給料月額を引上げ改定（平均改定率 **3.09%**）

ボーナス

民間の支給割合を踏まえ 0.05 月分引上げ 4.60 月分 → 4.65 月分
再任用職員についても 0.05 月分引上げ 2.40 月分 → 2.45 月分

	6月期	12月期
2025 年度 期末手当 (再任用)	1.25 月 (支給済み)	1.275 月 (現行 1.25 月)
勤勉手当 (再任用)	0.7 月 (支給済み)	0.725 月 (現行 0.7 月)
2025 年度 勤勉手当 (再任用)	1.05 月 (支給済み)	1.075 月 (現行 1.05 月)
2025 年度 勤勉手当 (再任用)	0.5 月 (支給済み)	0.525 月 (現行 0.5 月)
2026 年度 期末手当 (再任用)	1.2625 月	1.2625 月
2026 年度 勤勉手当 (再任用)	0.7125 月	0.7125 月
以降 勤勉手当 (再任用)	1.0625 月	1.0625 月
以降 勤勉手当 (再任用)	0.5125 月	0.5125 月

通勤手当

- ・自動車等使用者に対する通勤手当の距離区分の上限を「100km 以上」に改定
- ・支給額について 2km 以上の金額を 2,460 円とし、1km 毎の加算額を一律 680 円に改定

実施時期

月例給は 2025 年 4 月 1 日から（遡及実施）、期末手当及び勤勉手当は 2025 年 12 月 1 日から、通勤手当は 2026 年 4 月 1 日に実施

今回の勧告のポイント

(1) 給料表の改定と期末手当と勤勉手当の支給割合

今回の県人勧では、本年の職員給与と民間給与との比較に基づき、月例給を 3.09%（水準調整含む）、一時金を 0.05 月引き上げるものとなりました。大卒初任給+12,000 円、高卒初任給+12,300 円と若年層に重点は置きつつも、再任用職員（教育二表）も+9,700 円と、全世代に渡る底上げとなりました。しかし、この間声をあげてきた再任用職員の給与水準については依然として低く抑えられたままであり、不満が残るものとなっています。

(2) 通勤手当の距離区分上限見直しと支給額引上げ

距離区分の上限は「75km」だったため、75km を超える通勤をしている場合超過分の通勤手当は支給されませんでしたが、100km までは距離に応じた通勤手当が支給されるようになります。

支給額については、現行では 1km あたり 680 円～420 円と距離に応じて逓減する形での支給でしたが、距離を問わず 1km あたり一律 680 円が支給されるようになります。

※同送した「地公労声明」も合わせてご確認ください。